

令和 7 年 12 月 12 日

建設業団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長

国土交通省不動産・建設経済局 建設振興課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化  
の促進に関する法律の一部を改正する法律の全面施行について

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和6年6月14日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第49号。以下「一部改正法」という。)が公布されました。

このうち、受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止(建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3第2項関係)、受注者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止(建設業法第19条の5第2項関係)、建設工事の見積書に記載すべき事項の明記、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼の禁止等(建設業法第20条関係)、入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)。

以下「入契法」という。)第12条関係)等に係る規定が令和7年12月12日から施行され、これにより一部改正法は全面施行されることとなります。

また、令和6年9月1日の一部改正法一部施行により、中央建設業審議会が労務費に関する基準(以下「労務費基準」という。)を作成・勧告できることとされたことを踏まえ、令和7年12月2日に同基準が同審議会から勧告されました。

これにより、上記の改正事項の施行と併せ、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請—下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る制度的な枠組みが確立することとなります。

貴団体におかれましては、添付通知の内容をご了知いただくとともに、貴団体傘下の建設業者や協力業者に対して、周知をお願いいたします。

## [ 送 付 書 類 一 覧 ]

(5) <建設業団体の長あて>【通知】改正建設業法等の全面施行について.pdf

別添 01\_改正建設業法等の改正の概要(1年6月施行分黄色塗り).pdf

別添 02\_(官報)建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を  
改正する法律の施行期日を定める政令.pdf

別添 03\_(官報)建設業法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第 379 号).pdf

別添 04\_(官報)建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法  
律施行規則の一部を改正する省令.pdf

別添 05\_労務費に関する基準の実施について.pdf

別添 06\_労務費の基準値の概要.pdf

別添 07\_「労務費に関する基準」の運用方針.pdf

別添 08\_社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(令和7年 12 月 10 日一部改訂).pdf

別添 09\_自主宣言制度の概要.pdf

別添 10\_労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年 12 月公  
表).pdf

別添 11\_CCUS レベル別年収について 1.pdf

別添 12\_【国土交通省中建審第2号】公共工事標準請負契約約款の実施について.pdf

別添 13\_【国土交通省中建審第3号】建設工事標準請負契約約款の実施について.pdf

別添 14\_【国土交通省中建審第4号】民間建設工事標準請負契約約款(甲)・(乙)の実施につい  
て.pdf

別添 15\_建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と支払いの実効性の確保依  
頼について.pdf

※ 別添 02、03、04、07 は、(一社)日本グラウト協会ホームページに掲載しておりません。

# ●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

令和6年6月14日公布（令和6年法律第49号）

## 背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難**。

（参考1）建設業の賃金と労働時間

|      |         |          |           |         |
|------|---------|----------|-----------|---------|
| 建設業※ | 432万円/年 | （▲15.0%） | 2,018時間/年 | （+3.1%） |
| 全産業  | 508万円/年 |          | 1,956時間/年 |         |

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和5年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内

[H9] 685万人（10.4%）⇒ [R5] 483万人（7.2%）

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費への  
しわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革  
生産性向上

労働時間の適正化  
現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

黄色部分：令和7年12月12日施行

それ以外：昨年中に施行

### 1. 労働者の処遇改善

#### ○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

#### ○「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

#### ○適正な労務費等の確保と行き渡り

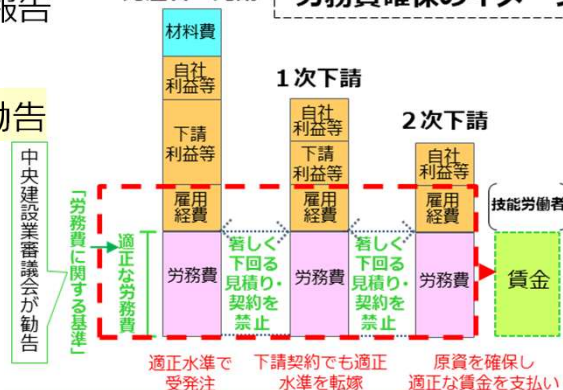
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表  
（違反建設業者には、現行規定により指導・監督）

#### ○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

発注者・元請

労務費確保のイメージ



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

#### ○契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

#### ○契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

#### ○長時間労働の抑制

- 工期ダンピング対策を強化

（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

#### ○ICTを活用した生産性の向上

- 現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

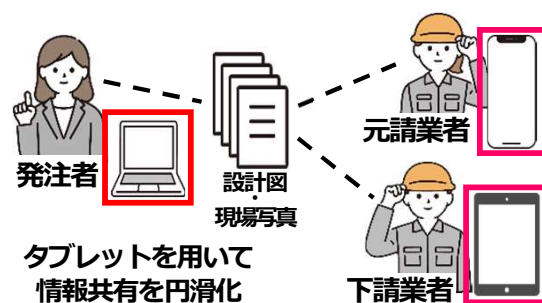
- 国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

- 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化  
（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



【目標・効果】・全産業を上回る賃金上昇率の達成（2024～2029年度）

（KPI）・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100%（2029年度）